

草津市新型インフルエンザ等対策行動計画作成方針 概要

1 計画作成に当たって

○本市においては、発生が予想される高病原性鳥インフルエンザ由来の新型インフルエンザを想定して策定された国及び県の行動計画に対応するべく、本市としてとるべき行動を取りまとめた「草津市新型インフルエンザ対策行動計画」を平成21年9月（平成25年4月改定）に作成した。

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生しており、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。このような中、新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成24年4月制定され、平成25年4月13日施行された。

特措法においては、政府行動計画、県行動計画及び市行動計画の作成が義務付けされており、平成25年6月、国行動計画が作成され、その計画を受け、県行動計画が平成26年3月作成されており、これらの計画を受け、本市においても行動計画を作成するものである。

2 計画の目的

○感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・流行ピーク時の患者数等を少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- ・適切な医療の提供により、重傷者数や死亡者数を減らす。

○市民生活、経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・事業継続計画の作成、実施等により、医療提供の業務または市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

3 特措法で新たに盛り込まれた各種の措置の運用等について（従来の政府行動計画との変更点）

○新型インフルエンザ等に対する体制

- ・指定（地方）公共機関の役割等を新たに規定
- ・基本的対処方針等諮問委員会等の位置づけを新たに規定
- ・新型インフルエンザ等緊急事態宣言の運用を新たに規定

○まん延防止

- ・法定化された不要不急の外出の自粛の要請等について規定
- ・法定化された施設の使用制限の要請等について規定

○予防接種

- ・法定化された特定接種の対象となり得る業種等を新たに明確化
- ・住民接種の接種順位の基本的考え方を規定

○新感染症

- ・行動計画の対象を新感染症に拡大

○留意事項

- ・基本的人権の尊重について記載を充実
- ・記録の保存について新たに規定

4 基本的考え方

- 国、県の行動計画等を踏まえ、本市が担うべき役割を示し、その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの発生段階の状況に応じ、市対策本部を設置し、行動計画を基に適時適切かつ柔軟に対策を講じる。
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）第8条において市行動計画で定める事項は概ね5項目である。

- ・市の区域における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
- ・新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
- ・新型インフルエンザ等に関する情報の提供
- ・市民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
- ・生活環境の保全その他市民の生活および地域経済の安定に関する措置

5 対策実施上の留意点

- 基本的人権の尊重
- 危機管理としての特措法の性格
- 関係機関相互の連携協力の確保
- 記録の作成、保存

6 発生時における被害想定

○国、県が示す行動計画に従い、発病率については、人口の25%が新型インフルエンザに罹患、死亡率については、アジアインフルエンザ等並みの中程度の場合は0.53%、スペインインフルエンザ並みの重度の場合は2.0%と想定する。

インフルエンザの重症度	全国の想定		県内の想定		市内の想定	
	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
①発症率	25%が発症する		同左		同左	
②発症者数	約3,190万人		約35万人		約31,500人	
③医療受診者数	約1,300万人～約2,500万人		約14.4万人～約27.6万人		約12,800人～約24,700人	
④入院患者数上限	約53万人	約200万人	約5,800人	約22,000人	約520人	約1,900人
⑤死亡者数上限	約17万人	約64万人	約1,900人	約7,000人	約170人	約630人
⑥1日あたり最大入院患者数	約10.1万人	約39.9万人	約1,100人	約4,400人	約100人	約390人

7 対策推進のための役割分担

- 国は、地方公共団体等が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、新型インフルエンザ等の発生時には、国対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。
- 県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関する確かな判断と対応。また、新型インフルエンザ等の発生時には、県対策本部等を設置し、全庁一体となった対策を講ずる。
- 市は、市民に対するワクチンの接種や市民の生活支援、独居高齢者や障害者等、社会的弱者への支援に関し、主体的に対策を実施するとともに、県や近隣市と緊密な連携を図る。また、対策の実施に当たっては、県行動計画等を踏まえ、市の実情に応じた行動計画を作成する。
- 医療機関は、新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、発生前から地域医療体制の確保や患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進。また、発生時においても医療提供を確保するため、患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進める。
- 地方公共機関、登録事業者等（省略）

8 市行動計画における主要事項

- 市は新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題として位置づけ、具体的な対策を実施する項目として5項目を掲げる。
 - ・実施体制
 - ・情報の収集と提供
 - ・まん延防止の措置
 - ・市民等に対する予防接種の実施
 - ・市民生活及び経済の安定の確保

10 国ガイドラインにおける役割分担（別添）

- 主に、まん延防止、予防接種及び生活支援について抜粋

9 各段階における対策

- 各段階における対策については、国が示す「未発生期」、「海外発生期」、「国内発生期（県計画は、県内未発生期、県内発生早期）」、「国内感染期（県計画は、県内感染期）」、「小康期」の段階に分類し、各段階における市等が実施する対策を左記8における項目ごとに記述

11 計画作成のスケジュール

- 県計画作成は平成26年3月であり、市計画作成に当たり、「有識者会議（懇談会）」において意見を聴取し、平成27年1月を目処に計画を作成する。（スケジュール概要は、別添）